

午前九時〇〇分開議

○議長（繁田拓治君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。8番、古山議員から欠席届の提出があり、10時30分以降の会議は欠席です。

報告します。13日金曜日の一般質問で、北村議員が発言した部分に不穏当な言辞があったように思われますので、後刻記録を調査の上、措置します。

報告します。町長から、議案第23号 和解及び損害賠償の額の決定について、議案第24号 工事請負契約の締結について、議案第25号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第10号）についての議案が提出されています。お手元に配付のとおりです。後日日程に上げ、審議願います。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りします。

日程第1 議案第1号 美浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第2 議案第2号 美浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、同種の事件として一括議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、日程第1 議案第1号、日程第2 議案第2号を一括議題とします。

2件について、細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） おはようございます。

議案第1号 美浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第2号 美浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、一括して細部説明を申し上げます。

お手元に配布させていただいておりますこれらの条例に関する資料についてもご参照ください。

まず、制度の概要についてでございますが、令和6年6月公布の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満までの未就園児を対象に、月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度として、「こども誰でも通園制度」と称される「乳児等通園支援事業」が創設され、令和8年度より全ての市町村で実施することとされています。

この事業は、「子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度」とされ、公的な給付費

の額は公定価格として、こども1人1時間当たり0歳児では1,700円、1・2歳児は1,400円と定められ、その負担割合は、国が3/4、県と町がそれぞれ1/8となっております。

それでは、議案第1号 美浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

乳児等通園支援事業につきましては、児童福祉法第34条の15第2項により「国・都道府県・市町村以外の者が行うには、市町村長の認可が必要」とされています。市町村が認可をするにあたっての基準については、同法第34条の16第1項及び第2項で「国の定める基準に従い、又は参酌し、条例で定めなければならない」とされていることから、内閣府令として定められている「設備及び運営に関する基準」のとおりとします。

第1条は総則的な規定としての趣旨規定、第2条で用語の意義を上位法等と同意義とし、第3条において「基準府令の例による」として規定し、当町における認可の基準は「国が定める基準のとおり」とします。第4条は委任規定、最後に、附則として施行期日につきましては、令和8年度よりこの事業の本格的な実施が始まりますので、「4月1日」としています。

続きまして、議案第2号 美浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

「特定」とは、子ども・子育て支援法に基づく公的な給付である「乳児等支援給付費」の支給対象となる事業を表し、子ども・子育て支援法第54条の2第2項により、乳児等通園支援事業を行う者が乳児等支援給付費を受けるために必要となる「確認」につきましては、市町村長が行います。市町村が確認をするにあたっての基準については、同法第54条の3により準用される第46条第2項及び第3項で「市町村は、国の定める基準に従い、又は参酌し、条例で定めるものとする」とされていることから、内閣府令として定められている「運営に関する基準」のとおりとします。

第1条の趣旨規定、第2条の定義規定、第4条の委任規定及び附則の施行期日につきましては、議案第1号と同様の考え方でございます。第3条の当町における確認の基準についても、先ほどと同じく「基準府令の例による」として規定し、「国が定める基準のとおり」とします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） それでは2件一括して質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。

提出された議案そのものということではありませんが、少しちょっと、いろいろこの子ども、リーフレットをいろいろ出して調べもして、自分なりにしたんです。これの所管は、こどもまんなか、こども家庭庁ということだろうと思えますけれども、その事業内容とか政策分野を見ても、教育というのは全然載ってはないんですね。

また、この制度の巻末の資料を見ますと、参考資料でも、保育所保育指針とか保育所、

保育所、保育所、授乳・離乳のガイドとか、また関係法令のところは児童福祉法、同施行令、施行規則、子ども・子育て支援法等々でありまして、子ども・子育て基本法はといたしますと、第1条、目的に、児童福祉法、その他子ども・子育てに関する法律による施策云々というのを基本に目的にしていると。

すみません、前置きが長くなって。なぜこれ教育課で所管されるんですか。どう見ても、保育に欠けるというか児童福祉の観点から、利用もたしか零歳6か月から3歳未満ですよ。就学前のお話でもありますし、そこはどういうことなんですかね。誰に答弁してもらっていいのかわかりませんが、押しなべてというかすべからず国のほうからはこれは教育課で担当せよというような話になっているのでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

本当に誰でも通園制度、教育という文言は出てこないものでございます。大きく分けまして、教育なのか厚生なのか、その下の児童福祉なのか教育行政なのかというところでいくと、どうしてもこの制度については議員おっしゃるとおり児童福祉行政に当たると思っております。

それぞれの自治体を見ましても、近隣の自治体を見ましても、教育委員会で所管する自治体もあれば、市長部局・町長部局で所管されているところも実際ございます。日高管内でいきますと、教育委員会ではなく市長・町長部局で、教育保育行政といいますか保育園行政といいますか、そこから始まる児童福祉に関係する部分については所管している課が多いのかなというふうに、個人的には思っています。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 谷進介議員。

○9番（谷進介君） 教育課としての答弁は限界なのかな。すごく違和感がありますね、今のご答弁に関しても。

そもそも対象者は今申し上げたように3歳未満、未就学児ですよ。中の関係法令等々を見ましても、児童福祉の観点からのみであります。なぜかという、するところがひまわりこども園なのでそういうことなんでしょうけれども、そうするとまた違う観点の質疑をしたくなってまいります。

そもそも、幼保連携というか幼稚園型のこども園でありますからこういうことになるんでしょうけれども、その辺本当にそれで住民というか、先日の一般質問においても、子育てであるとか人口対策の話が4人中3人ともそういうお話でした。すみませんね、一般質問みたいになって。でも重大な問題なのでお許しを願いたいと思います。

ひまわりこども園だけでしたら、教育課が云々と最初の兼ね合いもあってそういうようになってきますでしょうけれども、聞くところによりますと、町内の認可保育所をすべからず、全て教育課がご担当しているらしいですね。そんなことあり得るんですか。それでよしとされる。例えば、県とか国とかの指導があるのか、あくまでこの辺はもう町の所管

の課設置条例なのか、その辺あたりで決める話だろうというふうによくお聞きしますが、またここで町長の考えを一番聞きたいですね。

職員時代は、今、僕が申し上げているような所管の住民課の課長をされていたように記憶しておりますし、それで本当に美浜町住民のお子さんたち、この児童の保育に関してですね、今の体制で全く十分問題なく間違いなく応えられていると、今後も応えていける、そういうはっきりしたお考えの下に今、教育課がご担当されている、そういうことなんでしょうかね、町長。ご答弁をお願いします。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

まず、ひまわりこども園、こども園に統合、幼稚園と保育園と統合した際にいろいろ議論もあったかと思えます。そのときは、私まだ住民課でもなかったし、なる前は教育課にいたんですけども。

そういうことで、やはりこども園が、皆さんこども園から小学校へ行く、そういうことでやっぱり教育でやっていくべきではないかというような議論があったと思うんです。その際に、ひまわりこども園を児童福祉の部分もあるんですけども、やはり教育課を持っていく、そういう議論があったというふうに聞きまして、子育ての関係の計画も教育課で今現在やっております。

でも、広くですねやはり子育てのほうとも連携もしておりますし、こういう通園制度になりましたら、やはりひまわりこども園を所管している教育課でやっていただくという考えに至っているわけでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） ひまわりはそんなアバウトなことで設置条例ができたのではないと思えます。提案され、そのときの常任委員会に付託をされまして、私はそこに所属をしておりました。修正案というか少し出してこの条例が1本上がったという、これははっきり記憶をしております。

だから、あの頃認定こども園は4つ、幼稚園型、幼保連携、保育幼稚園型、保育型と、うちは幼保連携型だったわけですね。だから、そういうことで教育課になったというか、そのあたりも、この話をすると本当に長くなるのでもうやめませうけれども、そういうことでたまたま教育課になっていったというふうな。

例えば、由良さんの、あそこは認定こども園ですけども、あそこはたしか所管は住民課だろうと思えますけれども、間違っていたら申し訳ないですけども。

先ほど一番最初にも申し上げたように、要は、今回のこの制度でも、そのパンフレット、50数ページかな、52ページになっているか、その参考資料のところでも、児童福祉法関連のものばかりなんですよ。本当にこれで、やるところがひまわりなんで所管を今、教育課にというふうな答弁に取りましたので、今そうだからそうではなくて、僕は先ほど

の質問でも繰り返し述べたように、住民のお子さんにとって本当に教育課でやっているということは間違いないという確信の下の所管業務なんですか。そこだけをはっきりお答えいただきたいと思います。

と同時に、この制度とか設置とか運営に関する事なので、内容については問題ないと思うんですけども、どこが所管だろうと運営するに関して、町民というか住民、また対象のお子さんに対してですね不利益はないのか、この2点だけちょっとはっきりと、それは町長になるのか担当課になるのか分かりませんが、2点目はそういうことだろうと思いますが、はっきりとご答弁をお願い申します。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

この件につきましては、ひまわりこども園もしっかりやっておりますし、子どもに不利益を被るということはないというふうに考えております。

○議長（繁田拓治君） 7番、谷重幸議員。

○7番（谷重幸君） 制度の中身を見ると、ちょっと使いにくいなというのちょっと思ったりするんですが、そこに文句言いたいわけではなくて、今、こども園のほうで対応するという事ですけども、実際にどれぐらいの人数を受入れのところで想定して、それプラス今のこども園の人員体制でどこまで可能なのかというところを、ちょっと併せてお願いします。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） まず、制度的な観点からちょっとご答弁させていただきます。

お手元にお配りさせていただいております資料のですね2ページの中段の青いところの囲みの（1）番ですけども、令和8年4月1日現在で、そこにゼロ歳6か月の方、1歳、2歳の方、合わせて18名の方がいらっしゃいます。未就園児でございます。この方たちが基本的にはこの制度を利用できる権利を有しております。お一人月10時間までひまわりこども園で可能やというところがございます。

ひまわりこども園側の受入れ体制といたしましては、専任の保育教諭と、あと保育補助の2名をもって一つの独立した部屋で受け入れるという体制を整えております。先ほどの18名の対象の方なんですけれども、受入れ側といたしましては1時間当たりその時間帯で3人ということがございます。そういう形で対応していければというところがございます。

なお、この件につきましては、当然私どもの美浜町民の方が御坊のつばさ保育園、逆に御坊市民のお子様も美浜町のひまわりこども園というところもございます。基本的には受け入れなければならないといえますか、そういうような状況でございます。

国が与えてくれたシステムによって、利用者さんがそのシステム上から予約していくと、利用したい時間のその日に予約してもらおうという形になりますので、ある意味、その時間帯にはその日の午前9時の時間帯に3人の枠がもう埋まっているというのは十分あり得る

話でございますけれども、私どもといたしましては、午前9時から午後4時までの間1時間当たり3名の受入れというふうな体制を取って、4月からやっていこうと考えているところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 今のお話を聞いて、ちょっとお願いします。

美浜町だったらひまわりこども園で、今の話だったら決まっていないうことなんですか。やっぱり今の何か違うところでも預かってもらえるとかというように受け取ったんですけれども、美浜町の方はこども園に限ってはいないんですね。

ほた、そこでです。利用までの流れというところに、利用申請から認定とかと、住所のある市町村とかいろいろ基本情報の登録とか事前面接とかありますよね。ほたら、こども園と決まっていたら事前面接も1回したら3歳まで未満だったら3年間行けるんか、ほた、ほかのところも利用できるということだったら、事前面談とか、やっぱりそこへ行く可能性があるよというところに認定もしてもらい、事前面談も事業所でしてもらおうと、そういうような利用の流れのところの、ちょっと説明を、私はそういうふうに、ちょっと今のお話で受け取ったんですけれどもいかが、もうちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） すみません、資料の1ページの一番下でございますけれども、利用までの流れについてちょっとご説明させていただきます。

まず、保護者の方からですね利用の申請をしてもらいます。難しい申請ではございません。住所、親御さんの名前、子どもの年齢とか、子どもの、例えば障害をお持ちであるかというあたりのことを踏まえて、まずは申請していただきます。その申請は、住所地の自治体でございます。なので、美浜町の子どもですと美浜町に、御坊市さんですと御坊市役所にとという形になります。まずは、この制度を利用できるかどうかというのを、保育所に通っていないですよというのを、まずはそこで調べてもらうみたいなイメージで取ってください。そこで、美浜町の子どもは、まずひまわりこども園に申請をします。そこで申請をして、形式的なところで問題がなければ認定をします。

その次に、親御さんは、またシステム上に自分で認定もらっているというような情報を入力すると同時に、ひまわりこども園で利用したいんですということで事前面接の申請をしてもらうみたいなイメージです。それが、認定はあくまでも住所地の自治体が、事前面接は実際に利用したい施設で事前に行うということ。美浜町の子どもさんがつばさ保育園を利用したいのであれば、つばささんに行って事前面接をもらう。ひまわりやったらひまわり、由良の保育園やったら由良という。それはやっぱりその親御さんと子どもさんと直接園長先生なり職員の方が対面して、いろいろな情報を聞き取りしながら最適な保育につなげていけるよということでございます。

事前面接をその施設で行った後、実際にまた保護者の方がシステム上でいついつ何時と

いって予約を始めると、そういう流れでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） もうええか。もうええ。ほたら、6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） すみません、今のお話、例えばひまわりならひまわり、どこどこならどここということで事前面談ということで、例えば、ひまわりだったら一日に3人しか受け入れられませんとかとあって、入っています、ほな次どっかほかのところとかと思ったあったらこの事前面談というのを何か所かすることもできるんですか。5か所なら5か所で事前面談していて、ここで入りたいよというところを探すということも可能なわけですか。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） おっしゃるとおりでございます。

その施設を利用するに当たっては、必ずその施設において事前面談というのが必要となります。

以上でございます。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 5番。関連ですけれども、そしたら利用の流れにつきましては、事前面談のところは分かったんですが、一等最初、住民の方が一番最初の窓口は、例えば教育課に行くんですか、それともこども園に行くんですかというところを教えてくださいと思います。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 一番最初の窓口は、担当課といいますとひまわりこども園になります。基本的には国が用意したシステム上で申請していただいて、それに対して我々が認定するところがまずは一番最初。そのところは、美浜町でいいますとひまわりこども園になります。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） そしたら、例えばひまわりが美浜町の場合の窓口、例えば御坊市だったらどこか決まっている、そこのお互いの連携を取りながらご希望のところに行けるということでよろしいでしょうか。いいですか。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） ご本人さんがまず住所地の自治体で申請をします。そこで認めてもらいます。美浜町の方は美浜町が認定します。次に、その方は自分の行きたいところの施設に行って事前面談を、要は利用者さんが能動的にどこどこ行きたい、どこどこ行きたい、事前面談になる。ただ、まず一発目のこの制度を利用できるかどうかの申請はその自治体でお願いしますというようなところでございます。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） また全然違うんですけれども、子ども子育てつどいのへやは、これはもう一旦廃止になるんですかね。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 廃止ではなく全く別のメニューですので、もう、つどいのへやは全然。1つこの事業が追加されるというふうに考えていただければいいと思うんです。

もう全く別もので、今もひまわりこども園でやっている教育、保育もそう、子育てつどいのへやもそう、それはそのまま残ります。プラスアルファ通園支援事業が新たにメニューとしてと、そういうところでございます。

○議長（繁田拓治君） よろしいですか。これで質疑を終わります。

これから、議案第1号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） 続いて、議案第2号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから議案第1号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 美浜町乳児等通園支援事業の利用料に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 議案第3号 美浜町乳児等通園支援事業の利用料に関する条例の制定について、細部説明を申し上げます。

お手元に配布させていただいております本条例等に関する資料についてもご参照ください。

乳児等通園支援事業における利用料につきましては、利用乳幼児1人1時間あたり「300円程度」を標準に徴収可能とし、事業者がその額を設定し、徴収する、との見解が国より示されております。

令和8年4月より美浜町立ひまわりこども園において同事業を実施するにあたり、保護者の方にご負担いただく利用料の額等に関しまして、条例で定めるものです。

第1条は総則的な規定としての趣旨規定、第2条で利用料の額を「利用乳幼児1人につき1時間あたり300円」と定め、第3条は徴収時期に関する規定であり、利用した日に納付書を保護者の方にお渡しします。第4条にて利用料の減免に関する規定を設け、生活保護を受給されている世帯などの方々を対象とした措置を講じることとします。

附則として施行期日につきましては「令和8年4月1日」とし、ひまわりこども園にて4月からこの事業を開始いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。

何らややこしい質問ではないんですが、第4条のところ、減免規定のところではありますが、こういうふうな文言での表記ではなく別途規則であるとか、別表であるとか、そういうふうにもう少し明確化をする意思はないのか。でないと、毎回というか、そのほうがいいのか、そのあたりはちょっと運営者じゃないのでよく分からないんですけども、よくほかの、例えばこども園の保育料でありますとかそういうところだと条例のところにあるのかな、一覧表みたいな、別表みたいなところもあると思うんですけども、これだとじゃ実際にどれぐらいだったらどうなるというのが想像がつかないので、お聞きすればお答えしていただけるんでしょうが、そのあたり、そういうふうな、もう少し明文化するお考えはないのか。どうでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） いろいろろんな自治体の条例をネット上でいろいろ見ました。結果として、今回私どもが採用させていただいたのは、こういう形で具体的な減免の内容については別表等で記載する、しないという条例の選択をさせていただきました。

この資料のですね2ページ目の（5）でございます。2ページ目の真ん中のブロックの（5）でございます。保護者負担利用料でございますけれども、基本的には1時間300円頂戴しますと。まず免除につきましても、生活保護受給世帯の方につきましては全額免除のゼロ円、減額、非課税の世帯の方々は8割減の2割負担60円、所得割額がその額以下の世帯につきましては7割減の3割負担、その他というところで、全てすみませんが括弧書きで検討中とさせていただいているところでございます。

基本的にここでは何で8割、7割というのは、国があくまでも技術的助言ですけれども、こういう形で減額制度も大丈夫ですよというふうな形で表記されているのをそのまま転記させていただきました。それを踏まえまして括弧書きとさせていただいておりますけれども、ほかのですね、例えばひまわりこども園の保育料であったり、その他の利用料を加味してですね私どものほうで最終的に決定してですね、当然、保護者さんの利用、パンフレットとか案内にはですねちゃんと明記させていただくようにさせていただきます。

なので、すみませんが、条例上にはですねここまでのちょっと記載はせずにですね、あくまでも我々の内規といいますか、そのあたりのところでちょっと定めていきたいと、すいませんが考えた次第でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町乳児等通園支援事業の利用料に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第4号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、令和7年人事院勧告の給与改定に準じて、職員の通勤手当、期末手当及び勤勉手当について所要の改正を行うものでございます。

第20条は通勤手当についての改正で、自動車等を使用する職員の通勤手当の改正でございます。現行では、自動車等を使用する職員の通勤手当について、「当該職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、2,000円から38,700円までの間において、規則で定める額」としておりましたが、改正後は、「支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額」とするものでございます。これにより、通勤距離が長い職員に対する通勤手当の上限額が、月額38,700円から66,400円に引き上げられることとなります。

また第4項を追加し、駐車場等に係る通勤手当を新設いたします。自動車等で通勤する職員のうち、駐車場を利用し、その料金を負担することを常例とする職員に対して、新たに駐車場等に係る通勤手当を支給するものでございます。

同項第1号は、駐車場等に係る通勤手当について、1月5,000円を超えない範囲内で駐車場料金に相当する額といたします。

第2号は、自動車等の使用距離に応じた通勤手当についてで、第2項及び第3項の規定

による額といたします。また第4項を追加することによる第5項以降の項ずれをいたしません。

第26条は期末手当についての改正で、第2項の改正は、期末手当の支給月数について、人事院勧告による給与改定に準じて改正するもので、現行では、6月支給は100分の125、12月支給は100分の127.5としていましたが、改正後は、6月支給12月支給とも100分の126.25とするものでございます。

第3項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当についてで、現行では、6月支給は100分の70、12月支給は100分の72.5としていましたが、改正後は、6月支給12月支給とも100分の71.25とするものでございます。

第27条は勤勉手当についての改正で、第2項第1号の改正は、期末手当の支給月数について、人事院勧告による給与改定に準じて改正するもので、現行では、6月支給は100分の105、12月支給は100分の107.5としていましたが、改正後は、6月支給12月支給とも100分の106.25とするものでございます。

第2号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当についてで、現行では、6月支給は100分の50、12月支給は100分の52.5としていましたが、改正後は、6月支給12月支給とも100分の51.25とするものでございます。

附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。3点だけ。

まず、単純な疑問ですが、2千円から3万8,700円を6万6,400円、なぜこんな数字になるのか、何か根拠があったら単に知りたいという欲望ですけれども。

それともう一点は、駐車場利用云々というところでご説明を受けたんですけれども、ちょっと理解が僕ではちょっとしんどかったんで、例えばほんのすぐそこ、例えば100m、200mのところから車で通勤してももちろん通勤手当は出ないということでも、自身で車を乗ってきて駐車場を借りてもそれが5千円以内だったらそれは対応するのか。

それと最後に、駐車場ということで年間180万を支出しておると思います。当然その半額は何か雑収入か何かであるんでしょうけれども、そうしますと、今回の規定の駐車場等というところの取扱いというのはどのように整理になるのか、一切関係なく半額で借りていてもそこにまた手当が出るのか、そのあたりちょっとご説明を願います。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） まず、1点目の単価の根拠なんですけれども、あくまでも国の人事院勧告の表に準じた表となっております。

2つ目の誰でも申し出れば駐車場代が出るのかということにつきましては、今現在2km未満の職員に対しては通勤手当は出ておりません。その者が駐車場を利用するという申出があった場合でもそれは対象外といたします。

今現在の駐車場使用料の支払い180万ですけれども、これはこの制度が運用されてもその支払い等については何ら変わるものではないです。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。

1番目、2番目についてはよく分かりました。

じゃ3番目の点、そうしますと、外形的に、外から見ると半額補助をしているやに感じるといのは一般的な感情だろうと受け取られますが、かつ駐車場等ということで、幾らになるか分かりませんが、そんなふうに手当として出るという理解なんですか。

何かすごく二重の補助のような受け取り方を一般的な方はされるように思いますが、それは違うのでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） あくまでも手当として人事院勧告に準じて職員は支給すると。

ただ、従来どおり駐車場代としての支払いはするので、職員に関しても二重取りというのか、そういう受け取りはございません。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） 駐車場なんですけれども、ちょっと確認なんですけれども、今現在、役場の周辺で職員の駐車場ありますよね。それを払っていると思うんですけれども、そういう駐車場を対象にするんですかね。だから、それに対して通勤手当をもらっている職員が駐車場代の支給も受けられるということによろしいんですか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議員おっしゃるとおりなんです。

実際、通勤手当を受けていない者が駐車場を利用するというのは、ほぼほぼ現実的にはないんです。あくまでも駐車場の通勤手当の受け取りは、通勤手当の対象になっている者、支払いとなっている者、距離的には2km以上の距離を通勤している者が対象となります。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ないですか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。
本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 議案第5号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回、説明にあたり町税を具体例に用いますので、保険料などのケースにつきましても便宜上、本税や納税者と表現させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

本町では町税をはじめとする保険料などにおいて、督促状を発した場合はその手数料として一通につき100円を徴収する規定を設けております。督促手数料は、後から発生する債権ですので、当初の納付書には記載がありません。令和4年度以前は、督促手数料の納付が必要な場合は、指定金融機関の窓口において納付時に100円を加筆し本税と合わせて納付してもらっていました。令和5年度から納税者の利便性向上と地方自治体・金融機関の事務負担軽減を目的とした、地方税統一QRコードが導入されました。地方税統一QRコードに格納されている情報は金融機関窓口で変更することができません。そのため従来のように督促手数料100円を加筆して本税と一緒に納付することができなくなりました。納期限が過ぎて納付しようとする場合には、納付書を再発行して送付する必要があります。

令和8年9月以降、地方税以外の公金にも地方税統一QRコードを活用した納付方法を拡充していくことが決まっていることや、今回のシステムの標準化に伴い、当初納付書に納付期限とは別に使用期限が設定できることとなり、納付書の使用期限が延長されることによる納税者の利便性の向上と徴収事務の効率化、デジタル化への推進を図るため、督促手数料の廃止をいたしたく、各条例の一部を改正するものでございます。一部の歳入に係る廃止では納税者や金融機関の混乱を招くおそれがありますので、町条例に規定される全てを廃止する統一的な廃止といたします。

以上の方針に基づき、関係する条例から督促手数料に関する規定を削除する改正を行います。

廃止の対象となる歳入については、第1条関係、美浜町税、第2条関係、町税以外の諸収入、第3条関係、後期高齢者医療、第4条関係、介護保険など4つの条例に規定される歳入になります。

廃止の時期は、令和8年4月1日以降に発送される督促状にかかる手数料から廃止を適用し、過去の滞納分や令和8年3月31日以前にまでに督促状が発送された歳入につきましては、従来通り督促手数料の徴収を継続いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。

年間この督促手数料ですか、どれくらいあるんでしょうか、過去2、3年、平均でも何でもいいですけども、どれくらい徴収されているんでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 谷議員にお答えします。

国保税を除く町税の督促手数料ですけども、令和4年度13万2千円、令和5年度13万3,800円、令和6年度14万5,975円。国民健康保険税につきましては、令和4年度8万1,719円、令和5年度8万1,040円、令和6年度8万4,963円でございます。

○議長（繁田拓治君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 谷進介議員にお答えします。

まず、介護保険料についてです。令和4年度が7,400円、令和5年度が6,800円、令和6年度が6,600円。

それから、後期高齢者医療の保険料です。令和4年度が7,200円、令和5年度が5,700円、令和6年度が4千円となっております。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） その額が多いのか少ないのか、かがやく長寿課のほうは、特徴が多いので少ないんでしょうが、これ、じゃ税の公平性というか担保の公平性というか、その辺は問題ないんですか。

何か督促手数料で加算がなければ延滞が増えるというような気もしますし、いわゆるそれで町政に悪影響が及んで延滞が増えるようであれば、要は結局住民が不利益を被ると、三段論法ではありませんが、そのような可能性も巷間ささやかれることだろうと思いますが、その辺、要はシステム上なり得んし、言い方悪いが面倒くさいからやめるみたいな、それで、年間、今、そちらのほうだったら20万強、それだけの手数料をなくするということですので、そのあたりはどうなんですかね、ちゃんと払っている方がばかを見るというような、公平性に揺らぎが生じるようなというような評価になりませんか。

○議長（繁田拓治君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 谷議員にお答えします。

公平性の担保はということでございますけれども、納期限を超過した納付には、日数に応じまして延滞金を負担していただくことで、期限内に納付された方との公平性を担保するという形でございます。

督促料は廃止という形になるんですけども、督促状につきましては発しなけばならないということで、督促状を発し、また催告状も発送しながら、延滞された方については納付を促していくという形で徴収に努めます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第6号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額の引き上げに伴い、介護保険法施行令が改正されました。これらの改正によりまして、令和8年度分の保険料が高い段階に決定される者のうち、要件を満たす者については、保険料の減免ができるよう定めるものでございます。

条文に沿ってご説明いたします。

第11条第1項は、現条例の減免要件では、災害により損害を受けた場合と収入が著しく減少した場合しか減免要件として定めていないため、それ以外でも減免できるよう「その他特別の理由があること。」を加えるものでございます。

第11条第2項は、保険料の減免を受ける場合に申請書を提出しなくても減免できるよう「ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。」を加えるものでございます。

附則第8条第1項は、令和7年度税制改正により、給与所得控除が見直され、令和7年分以降の給与所得控除については、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。この見直しによって、令和6年分と令和7年分の給与等の収入金額が変わらないにもかかわらず、保険料段階が下がり、保険料収入の不足につながるおそれがあることから、国のほうで介護保険法施行令が改正され、同令の附則に第24条と第25条が新設されました。

介護保険法施行令附則第24条では、令和8年度分の保険料率の算定に用いる令和7年分の給与所得の金額（合計所得金額）について、令和7年度税制改正前の給与所得控除の内容で算定した場合と同じ結果になるよう調整を行うことになりました。

令附則第25条では、令和8年度の町民税の非課税者のうち、令和7年度税制改正前の給与所得控除の内容で令和7年度の給与所得の金額（合計所得金額）を算定した場合に、非課税者の基準を満たさない場合は、令和8年度分の保険料率の算定に当たっては、令和8年度の町民税が課されている者とみなすことになりました。

この令和8年度の町民税が課されている者とみなされる者のうち、非課税の範囲内で令和7年中の就労時間（就労収入）を増加させた者にとっては、今般の介護保険法施行令附則第25条によって、課税者とみなされることにより、令和8年度分の保険料が非課税者として決定される保険料段階よりも高い段階に決定されるときは、保険料を減免するものがございます。

住民税非課税の場合は第5段階以下の保険料が低い段階になりますが、住民税が課されているとみなされた場合は、住民税課税者と同じ第6段階以上の保険料が高い段階になります。

附則第8条第2項は、前項の規定による減免後の保険料の額は、令附則第25条で町民税が課されている者とみなされる「みなし課税者」ではなく、非課税者として判定する保険料段階の額とするものがございます。

附則第8条第3項は、第1項の規定による保険料の減免については、個別申請によらず賦課決定前にシステム上の対応で減免を可能とするものがございます。

この附則第8条の減免は、令和8年度限りの措置であるため、本則ではなく附則で減免の実施基準を定めるものがございます。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 議案第7号 美浜町消防団員等公務災害補

償条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしております新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、最近における社会経済情勢に鑑み、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額や補償基礎額の加算額が改定されるため、本条例の一部を改正するものであります。

第5条第2項第2号の改正は、消防作業従事者等に対する補償基礎額の最低額9,700円を10,000円に、最高額14,500円を15,000円に改めるものでございます。

同条第3項の改正は、配偶者に該当する扶養親族についての加算額は廃止し、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、1人につき383円を433円に改めるものでございます。

なお、別表の改正は、団長及び副団長の階級では、10年未満の者については12,900円を13,340円に、10年以上20年未満の者については13,700円を14,170円に、20年以上の者については14,500円を15,000円に。分団長及び副分団長の階級では、10年未満の者については11,300円を11,670円に、10年以上20年未満の者については12,100円を12,500円に、20年以上の者については12,900円を13,340円に。部長、班長及び団員の階級では、10年未満の者については9,700円を10,000円に、10年以上20年未満の者については10,500円を10,840円に、20年以上の者については11,300円を11,670円に改めるものでございます。

附則として、第1項は施行期日で、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

第2項は、経過措置でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。

これも先ほど似たようなあれなんですけれども、変更された額というか率というか、どちらに捉まえたらいいいのかよく分かりませんが、それは何か根拠があるのか、それとも何か人勧の勧告のパーセンテージがそのままいくのか、少しちょっと理解できなかったもので、そのあたりのご説明をお願いしたい。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

まず、この条例改正につきましては、令和7年のですね8月7日に人事院勧告がございまして、令和7年12月に一般職の職員の給与に関する法律の一部改正がされまして、別表第4のイの公安職の俸給表というのが改定をされました。俸給表につきましては、消防の条例につきましては非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令というのがご

ざいます。その政令で定める補償基礎額や扶養に係る消防補償額の加算額について改正が行われたので、この条例につきましても、その政令に準ずるというふうになってございますので、それに基づきまして、今回改正をお願いしたということでございます。政令に基づくということでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） そうしますと、これ聞いてお答えしてもらえるのかどうか、その政令は昨年7年の人事院勧告が出て、その後累々のご説明の中で、それが出ると政令のほうも自動的というか語弊ありますが、そういうふうにして変更されるものというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

まず、人事院勧告に伴いまして一般職の給与に関する法律というものが改正されます。それに基づいて、先ほど申し上げました非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令というのが、消防団員や消防作業に従事した者に対する損害賠償の額や内容を定めているというのがその政令になります。その政令の中でですね、俸給の月額や補償制度を定めているものでございまして、今回改正をお願いしたというものでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 質問の仕方が悪かったのか、それは先ほどの説明で分かったんです。政令が何を決めてどうなっているとかね。

だから、人勧がある、一般職の給与の云々が法律が決まる、これずっとリンクしているのかということを知りたいわけなんです。

人事院勧告があれば自動的に職能が変わって、いわゆる政令のほうも変わっていくのかという仕組みになっているのかを知りたいんです。いかがですか。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございまして、人事院勧告があり、法律が変わり、それから政令が変わり、それにリンクして条例が改正というふうな形でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ほかによろしいですか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をします。

10時25分再開をお願いします。

午前10時11分休憩

—————・—————
午前10時25分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

日程第8 議案第8号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第8号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第9号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ7億6,197万7千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を64億4,247万4千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、入札差額や実績見込みが大半でございます。これらの不用額とまだ予算化していない普通交付税や前年度繰越金など、合わせて財政調整基金へ5億7千万円、教育施設整備基金へ3億円を積立することが主なものでございます。

4ページの第2表は繰越明許費でございます。

その内訳として、総務費は、物価高騰対応定額給付金事業1億2,719万9千円、住民基本台帳システム改修業務70万4千円、戸籍システム改修業務261万6千円、民生費は、物価高対応子育て応援手当給付金事業6万円、衛生費は、水道事業会計出資金953万4千円、消防費は、小学校スロープ新設事業576万4千円、教育費は、新しい美浜の学校教育に関する基本方針及び小中一貫教育学校の整備に関する基本構想・基本計画策定業務1,012万1千円、松洋中学校施設外壁等改修事業（屋内運動場）5,973万円、入山分館トイレ改修事業1,584万8千円で、令和8年度への繰越件数は9件でございます。

5ページの第3表債務負担行為補正は、1の廃止は給与システム使用料と人事管理システム使用料の稼働の変更によるもの、2の変更は電子決裁システム保守料の限度額の増額でございます。

6ページの第4表地方債補正は、各事業の入札差額等に伴う限度額の減額でございます。それでは、歳入からご説明いたします。

10ページの地方特例交付金、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金19万円の追加は、固定資産税コロナ軽減特例による減収額を補填するための交付金でございます。

地方交付税、普通交付税6億44万2千円の追加は、財源調整や財政調整基金、教育施設整備基金等へ積立を行うものでございます。

分担金及び負担金、負担金は390万6千円の追加でございます。

民生費負担金145万円の減額、教育費負担金535万6千円の追加は、実績見込みによるものでございます。

12ページの使用料及び手数料、使用料200万円の追加は、キャンプ場使用料の増加によるものでございます。

国庫支出金、国庫負担金227万1千円の減額は、社会福祉費負担金は障害介護給付費の実績見込みによる追加と、児童福祉費負担金は児童手当の実績見込みによる減額と、子どものための教育・保育給付費国庫負担金は入所児童の実績による追加でございます。

国庫補助金は1,025万9千円の減額でございます。

土木費国庫補助金414万円の減額は、各事業の実績見込みによるものでございます。

民生費国庫補助金50万円の追加は、日中一時支援事業の実績見込みによるものでございます。

総務費国庫補助金269万9千円の追加は、戸籍の附票へ旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するための社会保障・税番号制度システム整備費補助金の追加でございます。

衛生費国庫補助金178万円の減額は、浄化槽設置整備事業及び妊婦支援給付金の実績見込みによるものでございます。

14ページの消防費国庫補助金753万8千円の減額は、空き家対策総合支援事業補助金の減額と、住宅耐震化促進事業の減額は、各事業の実績見込みによるものでございます。

国庫支出金、国庫委託金168万5千円の減額は、参議院議員選挙費の確定によるものでございます。

県支出金、県負担金70万4千円の追加は、社会福祉費負担金は障害介護給付費の実績見込みによる追加でございます。

児童福祉費負担金は、児童手当の実績見込みによる減額と、子どものための教育・保育給付費県費負担金は入所児童の実績による追加でございます。

県補助金1,023万円の減額は、総務費県補助金は、和歌山県移住支援事業補助金の減額は、実績によるものでございます。

民生費県補助金135万円の減額は、障害者医療や乳幼児医療費等の実績見込みによるものでございます。

16ページの衛生費県補助金58万円の減額は、浄化槽設置整備事業の実績見込みによるものでございます。

農林水産業費県補助金107万3千円の減額は、三尾漁港海岸漂着物等地域対策推進事業の実績見込みによるものでございます。

消防費県補助金497万7千円の減額は、わかやま防災力パワーアップ補助金と住宅耐震化促進事業の実績見込みによるものでございます。

県委託金136万6千円の減額は、県知事選挙及び県議会議員選挙の確定によるものでございます。

財産収入、財産運用収入9万3千円の減額は、自動販売機借地料の実績によるものでございます。

繰越金1億9,235万9千円の追加は、財源調整や財政調整基金等へ積立を行うものでございます。

18ページの諸収入、雑入2万円の減額は、雇用保険料自己負担分でございます。

町債1,170万円の減額は、消防債790万円と教育債380万円の減額で、事業費の確定によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

20ページの議会費28万2千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

総務費、総務管理費は5億6,142万4千円の追加でございます。

一般管理費1,391万2千円の追加は、報償費、役務費、委託料、備品購入費は、事業の確定や実績見込みによるもの、負担金補助及び交付金の追加は退職する職員の退職手当負担金でございます。

文書広報費64万8千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

財産管理費221万9千円の減額は、実績による減額でございます。

青少年対策費10万3千円の減額は、広域青少年補導センターへの負担金確定によるものでございます。

公害対策費14万2千円の減額は、西川、和田川水質検査・底溶質分析業務の実績によるものでございます。

22ページの電子計算費1,681万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

諸費20万5千円の減額は、御坊広域行政事務組合への負担金確定によるものでございます。

財政調整基金費5億7千万円の追加は、不用額とまだ予算化していない前年度繰越金・普通交付税などの財源を積立するものでございます。

減債基金費729万円の追加は、普通交付税再算定により創設された臨時財政対策償還基金費の追加でございます。

地方創生事業費560万円の減額は、和歌山県移住支援事業補助金等の実績見込みによるものでございます。

物価高騰対応重点支援事業費405万1千円の減額は、第5弾みはま応援商品券事業と不足額給付金事業の確定によるものでございます。

24ページの徴税费5万8千円の減額は、賦課徴収費でシステム標準化への移行に伴うものでございます。

戸籍住民基本台帳費30万1千円の減額は、役務費は機器保守料の実績見込みによる減額、委託料、戸籍システム委託料とコンビニ交付関連機器保守業務委託料は実績による減

額、住民基本台帳システム改修と戸籍システム改修は、戸籍の附票へ旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するための追加でございます。

負担金補助及び交付金の減額は、コンビニ交付開始実績による地方公共団体情報システム機構への負担金の減額です。

選挙費285万円の減額は確定によるもので、県知事選挙費は127万5千円、26ページの県議会議員選挙費は9万1千円、参議院議員選挙費は148万4千円の減額でございます。

監査委員費22万円の減額は、実績によるものでございます。

民生費、社会福祉費369万4千円の減額は、社会福祉総務費116万円の減額は、旅費は実績によるもの、負担金補助及び交付金111万円の減額は、社会福祉協議会職員の退職及び新規採用によるものでございます。

28ページの老人福祉費614万4千円の減額は、事業の確定や実績見込みによるものでございます。

心身障害者福祉費500万円の追加は、サービス利用者やサービス単価の増加によるものでございます。

福祉センター管理費39万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

心身障害者医療費100万円の減額は、医療費の実績見込みによるものでございます。

地域包括支援センター運営費の補正は、超過勤務手当の追加と職員研修負担金は実績によるものでございます。

児童福祉費は829万6千円の減額でございます。

児童福祉総務費575万5千円の減額は、赤ちゃん誕生祝金や児童手当の実績見込みによるものでございます。

児童福祉施設費25万2千円の追加は、子育て世帯負担軽減支援金（保育所等給食費）の実績見込みによるものでございます。

児童措置費220万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

放課後児童健全育成事業費59万3千円の減額は、人件費の補正と普通旅費の減額でございます。

衛生費、保健衛生費は999万9千円の減額でございます。

保健衛生総務費249万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

予防費710万円の減額は、役務費と委託料の新型コロナウイルスワクチン予防接種を含む各予防接種委託料は実績見込みによる減額でございます。

32ページの環境衛生費47万2千円の減額は、入札差額や実績によるものでございます。

墓地基金費6万3千円の追加は、令和6年度の墓地関係歳入歳出決算剰余金を積立するものでございます。

清掃費は1,227万7千円の減額でございます。

塵芥処理費690万8千円の減額は、指定ゴミ袋の入札差額や清掃センター負担金の確定、資源ゴミ集団回収助成実績によるものでございます。

し尿処理費536万9千円の減額は、クリーンセンター負担金の確定や浄化槽設置整備事業補助の実績によるものでございます。

農林水産業費、農業費は24万円の減額でございます。

農業委員会費13万円の減額は確定によるものでございます。

農業総務費11万円の減額は、実績によるものでございます。

農地費の補正は、財源更正でございます。

34ページの林業費は26万円の減額は、林業総務費で、会計年度任用職員人件費の実績見込みでございます。

水産業費は134万1千円の減額は、漁港建設費で、実績によるものでございます。

商工費は198万3千円の減額でございます。

商工費110万円の減額は、負担金の確定によるもの、観光費88万3千円の減額は、実績見込みと入札差額によるものでございます。

36ページの土木費、道路橋梁費597万8千円の減額は、道路新設改良費事業で、委託業務の確定によるものでございます。

河川海岸費は5万1千円の追加でございます。

河川海岸保全費10万円の減額と、砂防費15万1千円の追加は、負担金の確定でございます。

住宅費は227万9千円の減額で、住宅管理費で町営住宅C団地電気温水器取替工事の入札差額でございます。

消防費は2,677万8千円の減額でございます。

消防施設費209万2千円の減額は、役務費は実績、備品購入費は入札差額でございます。

災害対策費2,471万1千円の減額は、委託料は実績見込みによるもの、工事請負費は入札差額で、負担金補助及び交付金は各事業等の実績見込みによるものでございます。

38ページの常備消防費2万5千円の追加は、県防災ヘリコプター運行連絡協議会への追加でございます。

教育費、教育総務費は2億9,694万円の追加でございます。

事務局費281万円の減額、教育諸費25万円の減額は、人件費の補正と事業の確定、実績見込みによるものでございます。

教育施設整備基金費3億円の追加は、前年度繰越金・普通交付税などの財源を積立するものでございます。

40ページの小学校費は876万9千円の減額でございます。

学校管理費で、人件費の補正と入札差額や実績見込みによるものでございます。

中学校費は751万3千円の減額でございます。

学校管理費で、人件費の補正と入札差額や実績見込みによるものでございます。

42ページの幼稚園費80万円の追加は、御坊幼稚園への負担金の実績による追加でございます。

こども園費69万円の追加は、ひまわりこども園費で、人件費の補正と賄材料費の実績見込みによるものでございます。

社会教育費は180万3千円の減額でございます。

社会教育総務費25万6千円の減額は実績によるものでございます。

44ページの公民館費87万1千円の減額は、実績見込みと入札差額でございます。

文化振興費43万4千円の減額は、実績見込みでございます。

図書館費24万2千円の減額は、実績見込みでございます。

保健体育費は300万7千円の減額でございます。

体育施設費140万7千円の減額は、入札差額でございます。

学校給食施設費160万円の減額は、委託料、負担金補助及び交付金は、実績見込みによる学校給食校外調理業務の減額などがございます。

以上で、歳出の補正についてご説明申し上げます。

添付資料といたしまして、給与費明細書、地方債の現在高の見込に関する調書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから、質疑を行います。質疑はページ指定をしてお願いいたします。2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） まず、いきます。20ページ、21ページ、2款総務費、1項総務管理費の1一般管理費の7番報償費の講師謝金マイナス15万円のこともなんですけれども、これ、毎年多分予算化してあって、6年しかちょっと見ていないんですけれども、6年もゼロでした。この講師謝礼ってどういうことを目的に予算化しているんですか。

それともう一つ、同じページなんでもう一つだけ、2番文書広報費の12番委託料の動画制作委託料7万7千円のマイナス、これも6年も同じ金額出ている使っていないんです。これもどういう意図で予算化されているのか、ちょっと教えてください。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

まず、講師謝金につきましては職員研修費の講師謝金を予定しておりました。研修はしているんですけれども、講師の謝金のほうが不要だったので、それでの減額です。

それと、動画制作委託料なんですけれども、これにつきましては、町長の女性町長のそういった協議会がありまして、その町の紹介動画の策定委託で当初取っておるのですが、職員のほうでの作成できましたので、その分が不用となったものを減額するものでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 3番。

23ページ、下から2段目、12番のみはま応援商品券、支援第5弾のね256万ですか、これくらい大きな数字になっているんですけども、これ、どういう理由でこうなっているのか教えてください。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 北村議員にお答えいたします。

第5弾のみはま応援商品券事業についてでございます。応援商品券事業につきましては令和7年4月1日から7月31日まで実施をさせていただきました。実績をまず申し上げますと、発行者合計が6,176名、発行額につきましては6,176万円、換金総額につきましては6,083万1千円でございます。

なお、換金率につきましては98.496%という数字になってございます。

その実績に基づきましてですね、未換金額も含めまして256万9千円が不用だったというような実績でございます。

以上でございます。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。3点ほど。

まず、10から11ページの普通交付税6億円強、こんなに一番最後の補正が入るということに関して何か、何かというかご意見を賜りたいところです。

過去というか、議員になった頃は何かもう数千万とか2千万、3千万が最後にみたいな、ほとんどもう財源として使い切っていて、それが6億も。

もともとこの補正自体が7億6千万強の補正でありますので、それもすごい数字やなという感は否めないので、これは予算立てに関して、齟齬というたら失礼やな、何かあるのではないかと勘ぐってしまうような気もせんことも。

原因としては、私自身も思い当たるところはあるんですが、しっかりとしたお考えをお聞きしたい。

それと、39ページ上の段のほうの負担金及び補助、県防災ヘリコプターということで、これはどんな運営、県単独でしたかね、その辺を聞きたい。

それと、何ページが飛んで43ページ、ひまわりこども園費のところであります。

何か賄材料費の補正140万というのは、なかなかもとのボリュームからすると大きな気がしますが、特段何かこれだけの追加の理由があるのか、以上3点の答弁を求めます。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

まず、11ページの地方交付税6億円についてです。

ふるさと納税の好調によりまして、基金を積み立てることができました。その金額が5

億7千万円と、3億という基金をそこへ積めることができましたので、そういう積立金の金額が大きいことから、この6億円の予算となった経緯でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

県防災ヘリコプター運行連絡協議会についてでございます。

まず、和歌山県の防災ヘリについてまずお答えさせていただくんですけども、平成7年のですね阪神・淡路大震災にですね、それを契機に和歌山県が平成7年10月に防災ヘリコプターキシゅうというんですけども、そういうヘリコプターを導入いたしました。南紀白浜空港を基地にされているようでして、令和8年3月9日から運用を開始されてございます。和歌山県のほぼ中央に、基地については位置しております、県下約24分で移動が可能やというようなことでございます。

それで、この県の防災ヘリコプターの運航状況を申し上げます。

まず、令和6年度の実績でございますけれども、緊急運航が51件、内訳につきましては、救急の活動が23件、救助活動が15件、火災防御活動が5件、紀伊半島3件及び徳島県の応援活動で8件の合計51件の緊急運航を行っているところでございます。

なお、今回の協議会の2万5千円の追加についての理由でございますけれども、これにつきましては、令和6年度でですね、これも先ほどありましたけれども人事院勧告がありましてですね、そのときにですねこの協議会がですね補正を行わなかったというような内容でございます。今まで補正の額が小さくてですね、予備費から流用してあったようでございます。ただ、6年度の人勧はですねかなり人件費の増額がありましてですね、その分補正をしなかったことによりまして、人件費が足らなかったということでございまして、6年度の協議会の決算がですねマイナス100万ほどになったようでございます。

それは和歌山県のほうでございますけれども、それに基づいて、7年度の予算を組むに際してですね、その分が足らなかつた、不足したということでございまして、和歌山県下全ての市町村におきましてですね、今回補正を実施しているというようなことでございまして、美浜町におきましては2万5千円の補正ということでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） ひまわりこども園の賄材料費でございます。当初予算額では1,014万3千円の予算を計上してございました。2月末現在の実績で1,034万8千円ということで、もう既に2月末時点の支払いをもつてもう20万円ぐらい予算が足りないという状況でございます。

ご参考までに、令和6年度年間の賄材料費を1食あたりに割ってみますと、令和6年度の実績では、2万7,523食に対しまして1食あたり402円という実績でございました。

先ほど申し上げました2月末現在で1,034万8千円を使っておりますので、これを食数で割りますと、単価が443.0円ということで、昨年に比べまして1食当たり402円が現実443円となっていると。これを受けての140万円の増額をさせていただきたいというところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） すみません、先ほどちょっと答弁させていただいたんですけども、ちょっと改めてさせていただきますと、基本的に財政調整基金が5億7千円の積立てということで、それをベースにした金額と、減債基金への積立てがございますので、それを合わせた額がこの地方交付税の補正予算6億円の追加となっております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） まず簡単に、給食の賄材料については1割アップなんで1割アップしたと。物価高かそういうのがあるのかも分かりませんが、以後は正確な予算計上に努めてくれると信じております。

次に、交付税なんですけれども、交付税というのは町が運営するのに、美浜町さんあなたの税収では足らんからこれだけ交付するよと、それが6億余っているわけでしょう。ふるさと納税云々というのは計上するとかそのあたり関係はないということでもありますので、そうすると、これ意地悪い言い方かも知れませんが、町の運営に美浜町は今年度6億余ったん、数字だけを見るとそのような感が否めないで、そのあたりを少し説明をしていただきたかった。そうしないと基準財政需要額なのか何か分かりませんが、そのあたりの算定がおかしいのか、そういうことではないとは思いますが、少しその辺もうちょっと理解できるように説明していただけますか。

それと、防災ヘリコプターのほうは、応援というのがあるということは広域の運用ということでございますか。明日の令和8年度で聞いてもいいんですが、いわゆるこのヘリコプターの運用について全国的に問題が出ているやに聞きます。例えば東京都でも減便、この間の新聞を見ますと、和歌山県というか広域連合8機あるのが6機になるとか、そのようなニュースもあります。そのあたり何ら問題はないんでしょうか。次年度のことを聞くと叱られちゃいますが、今年度は問題なかった今後も問題ないという理解でいいのか。

とにかく、ヘリコプターの件と交付税の件と答弁を求めます。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

和歌山県の防災ヘリコプターについてでございます。

議員おっしゃるとおり、和歌山県につきましては、紀伊半島の3県の災害等の相互応援協定とかですね、和歌山県と徳島県の相互応援協定とかですね、そういうような部分の協定がございまして、それに基づいて運航というような状況でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

この普通交付税にしましては、最終ですね、今年度、令和7年度の確定額としましては、既に18億6,800万円の普通交付税の額が決定されております。予算額としては、最終的には18億ということで、今回もこの補正予算後、普通交付税としましては19億4,300万円の予算となることになっております。

今回6億円ということになるんですが、これは先ほどもちょっとお話しさせていただいたんですけれども、財政調整基金へのこのような積立てと減債基金の積立てが合わせて6億程度ありますということから、予算的にはこういう6億円ということになりまして、最終的には18億6,800万円の普通交付税の予算額になるものでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。

表現があれだったのか、まずヘリコプター、広域運用で紀伊半島3県、徳島と相対の協定とかそのあたりで、運用に関しては機数が減るとかそういうことは問題ないという理解でいいんですよね。

それと交付税、今6億入ってそれを積み立てて、そういうことを聞いているんじゃないんです。第1段階として7月31日に交付税額が決まって、再算定があつてとかいうようなことだろうと思いますが、もう半年以上前に額が決まっているわけですよ、入りは。違うんですか、合計額。再算定がいつなのか、ちょっとはつきり分かりませんが、再算定が動いたとしても、7月31日からでしたら半年以上も前に額がほぼ18億弱、それぐらだったと、ちょっと記憶定かじゃないんですが。

歳入歳出予算で歳入で入ってくるのが決まっているので、まだ予算化されてない財源が云々とか言いますが、何かそのあたり、単にずっと6億隠し持っていると言うたら表現悪いですけども、そういうふうに表面化せずにね最後にどんというよなというのが、何か町の公共団体の予算の立て方というんか、総計予算というか、今あるのを全て出してという歳入歳出予算というか、そういうことを学んだ身としては少し何か感覚が違うので、何か違うところがすっきりするような説明があるのかなと思い、質問もしているわけですが、その辺いかがですか。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

県の防災ヘリコプターについてでございます。

まず、協定に基づいてですね、6年度の実績ですけども、三重県から4件、奈良県から4件、徳島県から2件、計10件の応援を受けたというような実績がございます。

その他につきましては、基本的には和歌山県内での出動が主なものになってございませ

て、もちろん機数は減ることはないというような認識でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） しばらく休憩します。

午前十一時〇一分休憩

———・———
午前十一時〇四分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お時間いただきまして申し訳ございませんでした。

まずは、ふるさと納税の好調さということで、今まではそれがなければ交付税を一般財源として活用しておったんですけども、ふるさと納税が好調なためにその必要が今まではなかったということで、財政のほうは賄えていまして、最終的に普通交付税の予算額が確定しますので、予算額としてはそこへ合わせにいくと。その余剰金に関しては基金へ積み立てると、そういう仕組みでご理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 22ページ、23ページ、第2款総務費、1項総務管理費、目10電子計算費の節11役務費の電子決裁システム保守料、マイナス367万3千円の件ですが、電子決裁、当初予算で467万3千円出てあったように、私、調べたらなっていました。そこから367万3千円マイナスということは100万円ということなんですけれども、この電子決裁システム、今度の8年度の予算でもこれ以上の金額が出ているように思います。電子決裁どんどん進んでいくのかなという私は予想しているんですけども、今回この100万は、もともと467万3千円やさかどうという予算立てでこんなになったのかということと、ほいて実際100万、実際は100万かどうか分かりませんが、まだ今の時点の補正なんで分かりませんが、大体100万使うたと、どういうことに利用されたのかというのをちょっと教えてくださいということと、36ページ、37ページ、8款消防費、1項消防費の4災害対策費の12の委託料、耐震改修補強設計審査、マイナス16万円なんですけれども、当初予算を見ますと16万で、何も使っていないということで、昨年もあったかと思えます。これ使っていないのかなと思うんですけども、この設計審査ってどういうことに使うのかという内容を教えてください。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

電子決裁システム保守料についてです。この電子決裁システム、文書管理システムまた財務会計システムというそのシステムの保守料でございますが、この運用が当初8年2月からの予定でしたが、運用が4月1日からということでずれましたんで、そのずれた分のということでほぼほぼこの減額ということになりました。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 龍神議員にお答えいたします。

災害対策費の耐震改修補強設計審査についてでございます。

議員おっしゃるとおりですね、例年実績がゼロでございまして、予算額は16万円取らせていただいております、実績はここ数年は全てゼロというようなこととなります。

これは、もし申請があればですね和歌山県の建築士会にお願いをするというようなところでございますけれども、耐震改修工事を実施するためにですね必要な設計図書を作成するというようなこと、作成してですねそれを建築士会に審査していただくというような業務が主なものでございます。

ただ、ここ数年ですね、予算化をしているところなんですけれども、なかなか住宅耐震化の事業全てにおきましてですけれども、なかなか実績が上がっていないというのが今現状でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 今のお答えを聞いて、ちょっと質問です。

38ページ、39ページの消防費の今のところの災害対策費のところ、耐震設計・改修工事総合型事業というのがありまして、今回、多分当初予算が1,316万円で10件分取っていたと思います。それで、1,184万4千円で1件あったと思います。

ほた、そういうところ、多分耐震改修補強設計審査というので受けたりなんかもらえるような申請とか、ここでもらえていたらこれとの相互性というか関係というんかちょっと教えてください。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 龍神議員にお答えいたします。

耐震設計・改修工事の総合型事業につきましては、改修工事实績というか実施をする際に必要な事業でございまして、10件分を計上しているところでございます。

先ほどありました耐震補強の設計審査につきましては、耐震補強の設計の内容について、第三者であります県の建築士会の方に審査をお願いするというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） ちょっと私、今の分かりにくかったので、すみません、そしたら改修工事するんにやっぱり耐震で調べてもらって、そこから多分設計に入ると思うんです。ほた、その設計というのは、多分してくれる人のそれなりの設計作ってもらうと思うんですけれども、それをこの耐震改修のところやここの役場のまちづくりみらい課のほうに持ってきて、そこから県へ審査を持っていくということなんですか。ちょっと私は今の説明分かりにくかったんで、ちょっとかみ砕いてお願いします。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 龍神議員にお答えいたします。

先ほどの耐震補強設計審査ということでございますけれども、それにつきましては、耐震補強の設計の内容について、専門家であります和歌山県の建築士会へ設計の審査をお願いするというような事業になります。

それから、耐震設計・改修工事の総合型事業についてでございますけれども、それはですね実際に設計をしてですね実質工事をする、改修工事をするというような事業というような内容になります。

以上でございます。

○議長（繁田拓治君） 龍神議員。

○2番（龍神初美君） ありがとうございます。議長、ご配慮ありがとうございます。

今のは、それは私も分かっていることなんです。

ただ、その設計・改修工事の総合型事業の設計するじゃないですか。その設計の内容を見てもらうのに、和歌山県でまた見て、それはそれでええかというのを見てもらうということなんですよね。違うのかな。ちょっと分かりにくいんです、その辺が。

ほやさかいに、私は、ここで設計・改修工事総合型事業で改修するのに設計出したら、その設計を何か見てもらうというのかな、それを和歌山の県の設計、そこへ出すのかなというイメージだったんです。それとそれとは事業は別個のことというのは分かるんですよ、それはもう十分、これは工事だけに対して、これはこの設計の審査だけのことというのは分かるんですけども、これを使おうと思ったら、ほたまあ簡単に、この審査の16万を使おうと思ったら例えばどんなケースですか。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 何度も申し訳ございません。龍神議員にお答えいたします。

総合型事業についてであります。そこにつきましては、耐震補強の設計の実施と、その耐震補強の設計に基づく耐震改修工事を総合的に行うというような事業になります。

耐震補強の設計審査についてでございますけれども、それは工事ではなくてですね、あくまで耐震補強設計の内容について、第三者であります和歌山県の建築士会に審査をお願いするというような内容になります。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。

今、事細かに答弁されてよく分からないので、後からもし文書で頂けるんやったら、お願いしたいと最初に申し上げます。

ページはないんです。地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書、これのすみません、調べたら分かるんやけれども、その他、例えば区分が1、2、3とあって、1にもその他、3にもその他で、その他

にその他、このその他をちょっと分かりやすく、今聞いてもちょっと控えられないんで、もし時間があれば、時間というか、文書でまた頂きたいんですけども、議長その辺ご配慮いただけますでしょうか。

○議長（繁田拓治君） ちょっと休憩します。

午前十一時十六分休憩

———・———

午前十一時二〇分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 貴重なお時間いただきまして申し訳ございませんでした。

それにつきましては、割と詳細な内容ではございますので、後日資料をもって提出させていただきますと思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） それでよろしくをお願いします。

2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 38ページ、39ページをお願いします。

上の消防費の消防の4災害対策費の負担金補助及び交付金のところの一番下です。特定空家等解体事業補助金の300万です。

これも予算300万と今年7年で出たのかな。何か違う前は名前だったんかも分かりませんが、今年この名前で300出てました。ほでこの300万マイナスになっているんです。

まずは、今、特定空き家で残っている件数を教えてほしいのと、令和5年度の管理不全空き家に対する措置ちょっと変わったと思うんです。それで多分、今度特定空き家という言葉が出てこなくなるのかなというような想像を私はしております。

ほだ、それになったら多分、古家解体支援事業のほうに入るのかなという私はちょっと想像しているんですけども、今年度もちょっと額は少ないですけども、今年度って8年度、ここへまた特定空き家、一応載ってきています。

ということ踏まえて、この特定空き家のこのお金を使うのは一体どれぐらいの件数か、ほいてまあ今後それが解決できたとしたら、もうこの項目というかこの事業はなくなるのかというのをちょっと教えてください。今後のことです。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 龍神議員にお答えいたします。

消防費の負担金の特定空き家等解体事業補助金、マイナスの300万円についてでございます。これにつきましては、昨年でもですね特定空き家等解体事業補助金ということで歳出についてはございました。

これにつきましては、予算ですとね4件分を計上させていただいております。上限が75万円の4件分の300万円というようなことでございます。

なお、今現状、町内の現状を申し上げますと、以前は廃屋というような言い方をしていたところはあるんですけども、今はもう空き家等というような言い方でございます。そこに関しましては、町で把握している部分につきましては、あくまで、町で把握している部分につきましては13件でございます。

それで、その中の特定空き家に認定しているものにつきましては、現状は今2件というような状況になります。

なお、2点目の質問の古家解体と特定空き家というようなことでございますけれども、特定空き家という名称についてはなくならなくてですね、そのまま続くのかなというような認識を防災まちづくりみらい課では持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 4ページですね繰越明許費の9件、理由、ちょっと9件分全部教えていただけますか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 1つ目の総務費、総務管理費の物価高騰対応定額給付金事業でございます。これにつきましては、1月臨時会でお認めいただきました1人当たり2万円の給付金事業でございます。今月での、支給が始まるのでございますが、翌年度への繰越しも見込めますので、ほぼほぼ全額の金額を繰り越した次第でございます。現実的には3月中には半分以上の対象者に対して支給できる見込みとなっております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 北村議員にお答えします。

総務費、上から2つ、3つ目の戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳システム改修業務と戸籍システム改修業務、この中身につきましては、細部説明でもちょっと説明させていただきました、戸籍の附票へですね旧氏を記載されることとなります。それへ振り仮名も記載されることとなりますので、それに伴う改修業務でありまして、国から当初は令和8年度の予定やったんですけども、予算について令和7年度の国からの予算がつきまして、それを繰り越した形で令和8年度で事業をするという形になっております。

それと、4つ目の民生費、児童福祉費、物価高対応子育て応援手当給付金事業につきましては、これも先ほど総務課長が申しました臨時会でお認めいただきました国からの給付金で子ども1人につき2万円の給付金なんですけれども、6万円を繰り越している理由につきましては、年度末に出生があった場合に対象になりますので、その場合は、例えば3月30日に生まれますと4月の申請になりますので、その4月の申請に対応するために6万円を繰り越しさせていただいております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 衛生費の水道事業会計の出資金の分です。

これにつきましては、西川河川事業の関係の蟹田橋の関係の水道の架け替えとなっております。

その関係で、まだ県のほうが工事をしておりますので、それからになりますので繰越しということをお願いしたいということで上げさせていただいています。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 北村議員にお答えいたします。

繰越明許費の消防費の小学校のスロープの新設事業576万4千円についてでございます。

これにつきましては、昨年当初予算でお認めをいただきまして、7年3月31日に国からの被害想定が公表されたところでございます。それに基づきまして、和歌山県さんのほうで、そういうような被害想定、また個別に独自にですね想定されるというようなことがございまして、進捗をしてきたところでございます。

それで、和歌山県さんから7年11月頃に、浸水想定が出るというようなことを当初は聞いておりました、少し待っておった部分もあるんですけども、それが11月を過ぎましてですね、令和8年3月まで延期するというか、公表が延びるというようなことがございましてですね、少し遅くなったところでありますけれども、本年中に入札をいたしまして、まずは設計に取りかかりたいということで繰越しをさせていただいて、8年度の早期に設計を完了させてですね、令和8年度の当初予算でも計上させていただいているところではございますけれども、管理業務、それからスロープの建設工事ですね、その部分について、8年度で何とか完了をさせたいというような考えでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） まず、新しい美浜の学校教育に関する基本方針等の策定に関する部分でございます。令和7年12月に、委託業者さんと契約いたしまして現在進めているところ、策定の目標時期は令和8年12月を想定しているところでございます。

それに関する委託料といたしまして926万2千円、それ以外に検討委員会の皆様に関する報償費、策定委員会の出席に対する報償費、それから有識者2名の旅費、合計いたしまして1,012万1千円でございます。

続きまして、屋内運動場の施設改修に関する部分でございます。これにつきましては、夏休みを最大限活用して工事を施工していただきたいという思いから、繰越措置をですね導入してやっていただくというものでございます。

なお、目標といたしましては、2学期においてはですね、もう現場の工事施工が完了しているというふうな目標の下、進めていただいているところでございます。

3番目の入山の公民館のトイレでございますけれども、これにつきましても、入山自治

会さんのたつての要望ですね、やはり7月中に完成をしていただきたいという思いをいただいております。それを踏まえすと、どうしても繰越措置というふうな手順をもってですね、もう工事を進めていただく必要がございましたので、これに要する工事費の予算額全額と施工管理に関する委託料の予算額全額として1,584万8千円でございます。以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 38ページ、39ページの教育費、教育総務費、2の事務局費の中の12の委託料のICT支援員派遣委託料のマイナス34万円であります。

当初予算、61万5千円だったと思います。それで34万円ということは、27万5千円かなと。そのときに聞いたときに月に1回、2時間程度で3校の分というように私記憶したあるように思うんですけども、それは間違っただけにいたとしても、これ支援員の派遣してもらって、十分目的が達成されているのかというのを、1つ伺います。

それと、42ページ、43ページの9款教育費、3項の中学校費の中の11の役務費の中の下です、英検検定料、これ、45万円当初予算にあったと思います。33万7千円のマイナスということで、これ、中学生議会の要望でできた事業だと思います。11万3千円というのはちょっと私期待外れかなというので、その辺のあたり、教育長のお考えはどのように思っておられるのか、伺いたいです。

その次、今のところの13番の使用料及び賃借料です。

学習者用デジタル教科書ライセンス料38万1千円、当初予算これが7年からだったと私は認識しています。38万1千円そのまま使わなかったということで、これもちょっと詳細を教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） まず、ICTの関係でございます。

ICTにつきましては、本当に一月当たり2時間の3校の12か月というような形で60数万円の当初予算の設定でございました。結果といたしまして、今回、大幅な34万程度の減額でございます。その理由につきましてはですね、ちょっと、これまで長年にわたってですね、やっぱりうちのシステムに携わってきてくださっている業者さんなんですけれども、とてももう本当にシステム自体も熟知していただいて親切に対応してくださっている方なんですけれども、ちょっと令和7年に限っては、いろいろな事情でちょっと時間を割くことができないというところがもう正直なところでございます。

なので、回数自体も大幅に、ほぼ半分程度になったというのが実情でございまして、今回60数万円に対しまして、34万円の減額になったというところが正直なところでございます。

続きまして、英検でございます。

英検の人数につきましては、英検につきましてはそれぞれの年によってやっぱり受検者数が違うというのはこれはやっぱりあるものでして、例えば令和5年度でいきますと、ど

うなんでしょう、130名程度のうち66名なんで約半分の方が英検を受検されていた、令和6年度については逆に18名だったので大きく減って、今回なんですけれども、今回もその英検の受検のうち、英検は、第1回、第2回、第3回というのがある、うちが助成するのは主に真ん中の第2回の分に対して助成をするというところで学校とも連携してやってきているところでございます。

結果としてはその第2回分なんですけれども、28名の方が応募されてということなので、129名の生徒さんのうち第2回の受検に対しては28名の方が応募したというところなので。ということは、129分の28なんで約20%程度というのが、今回のところでございます。

あと、それ以降の部分については、また教育長、後ほど答弁させていただくところでございます。

結果としてそういうことで、この金額の減額になったというところでございます。

最後、中学校費の使用料のライセンス料でございます。このデジタル教科書のライセンス料につきましては、もう皆減、全て全額、予算全額減額でございます。

中学校の数学と英語のデジタル教科書の1、2、3年生分を計上してございました。

結果といたしまして、英語につきましては、国のほうで全国全ての中学校の英語のデジタル教科書については国が見るといふようなところでございました。数学につきましては、国のほうで2分の1の部分だけ見るというところでございまして、松洋中学校は、和歌山県内で基本2分の1なので、数学を国で面倒見てもらえる学校とそうでない学校というところで、松洋は面倒見てもらえるということになりましたので、結果として、英語、数学ともに費用は国負担ということになりましたので、全額減額させていただくというところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 英検の件でございます。

これは、私も、非常に思いとしては、もっともっと積極的に受検してほしかったなというところがございます。これにつきましては、もう来年度に向けまして、やはりいろんなことにチャレンジするというようなことが大事でありますし、この英検に向けて学習するというのは子どもたちの英語力の向上にもつながると思いますので、学校に対しても積極的な取組をするようにということで、指導というんですか、していきたいと思っています。

本当にせっかく中学生議会で提案があって、これは中学生の中から上がってきた声で予算化したものでございます。その辺の意識というんか、そのあたりも子どもたちにも説明して、もっともっと受検意欲の向上につなげてもらいたいなど、今そういうふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ないですか。2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） すいません。お昼前にちょっとすみません。すみません、いいです。申し訳ないです。ちょっと予算と間違えました。すみません。

○議長（繁田拓治君） ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論します。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午前十一時四〇分休憩

—————・—————

午前十一時四〇分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

住民課長は不幸事のため、代わって谷住民課課長補佐が出席しています。

日程第9 議案第9号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第9号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ186万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億3,956万3千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページ、保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料300万円の追加は、調定見込みによるものでございます。

国庫支出金、国庫負担金250万円の追加、支払基金交付金2,100万円の減額、県支出金、県負担金550万円の追加は、変更交付決定によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金186万円の減額は、事務費繰入金で、実績見込みによるものでございます。

8ページ、繰入金、基金繰入金1,000万円の追加は、他収入が減額のため介護給付費準備基金から繰り入れするものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

10ページ、総務費、総務管理費、一般管理費186万円の減額は、報酬、委託料は実績によるもの、負担金補助及び交付金は、御坊広域行政事務組合負担金の確定によるものでございます。

保険給付費、介護サービス等諸費の補正は、居宅介護サービス給付費の追加、地域密着型介護サービス給付費の減額で、いずれも実績見込みによるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） ありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第10号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に増減はなく、広域連合負担金の追加により一般会計繰入金を減額するものでございます。

それでは、歳入についてご説明いたします。

6ページ、分担金及び負担金、負担金、総務費負担金34万4千円の追加は、資格確認書郵送費に対する和歌山県後期高齢者医療広域連合からの負担金でございます。

繰入金、一般会計繰入金34万4千円の減額は、広域連合負担金の追加により、一般会計からの事務費繰入金を減額するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） ありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

○議員（挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前十一時四十七分散会

再開は明日18日午前9時です。

ご苦労さん。